様式第１号（第４条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

鳥羽市長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

「空き家バンク」登録申込書

　鳥羽市空き家バンク制度設置要綱第４条第１項の規定により、次のとおり「空き家バンク」へ登録を申込みます。

１　契約交渉については、次の方法を選択します。

　　※いずれかの（　）内に○を記入してください。

　　（　）直接型（契約交渉に関わるすべてについて、空き家等登録者と利用登録者の両者間で責任をもって行います。）

　　（　）間接型（契約交渉に関わるすべてについて、（公社）全日本不動産協会三重県本部又は（公社）三重県宅地建物取引業協会に所属する媒介業者へ依頼します。併せて、同協会へ情報の提供を承諾します。）

２　登録内容は、別紙空き家バンク登録カード（様式第２号）に記載のとおりです。

（注１）鳥羽市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者」と「利用希望者」間で行う物件の賃貸借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行いません。なお、媒介業者へ依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。

（注２）鳥羽市個人情報保護条例（平成17年鳥羽市条例第22号）の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用しません。